水そう及び油そう	二五
鋳鉄製のもの	一五
鋼鉄製のもの	二〇
浮きドック	一五
飼育場	
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
露天式立体駐車設備	一五
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
木造のもの（前掲のものを除く。）	一五
橋、塔、やぐら及びドック	一〇
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	七
飼育場	一五
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	五〇
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
事務机、事務いす及びキャビネット	一五
主として金属製のもの	八
その他のもの	
応接セット	一五
接客業用のもの	五
その他のもの	
ベッド	八
児童用机及びいす	六
陳列だな及び陳列ケース	五
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	八
その他のもの	八
その他の家具	五
接客業用のもの	
その他のもの	一五
主として金属製のもの	八
その他のもの	
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
冷房用又は暖房用機器	六

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	一五
主として金属製のもの	八
その他のもの	
食事又はちゆう房用品	二
陶磁器製又はガラス製のもの	五
その他のもの	
その他のもの	一五
主として金属製のもの	八
その他のもの	
事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三
その他のもの	五
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	五
電話設備その他の通信機器	六
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	
時計	一〇
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八